

知内町国民保護計画

資料編



知内町

目 次

1	関係機関の連絡先	1
2	関係機関との協定一覧	5
3	知内町国民保護協議会条例	6
4	知内町国民保護協議会規則	7
5	知内町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	9
6	知内町避難先指定施設一覧表	11

1 関係機関の連絡先

①【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 / F A X	その他の 連絡方法
函館開発建設部 江差道路事務所	庶務課	檜山郡江差町字泊町172	(0139) 52-0107 (0139) 52-5519	
函館開発建設部 函館港湾事務所	庶務課	函館市海岸町25-7	(0138) 41-4156 (0138) 43-3404	
第一管区海上保安本部 函館港湾事務所	管理課	函館市海岸町24-4	(0138) 42-1118	
陸上自衛隊 函館駐屯地 第28普通科連隊	第3科	函館市広野町6-18	(0138) 51-9171	
自衛隊函館地方協力本部	渉外広報室	函館市広野町6-25	(0138) 53-6241 (0138) 53-6242	
	松前地域事務所	松前郡松前町字建石49-42	(0139) 42-3774 (0139) 42-3774	
函館海洋气象台	業務課	函館市美原3-4-4	(0138) 46-2211 (0138) 46-3117	
函館財務事務所		函館市新川町25-18	(0138) 23-8445 (0138) 23-5839	
北海道農政事務所	地域第二課	函館市的場町24-3	(0138) 54-2503 (0138) 54-2505	
北海道森林管理局 檜山森林管理署	総務課	檜山郡厚沢部町字緑町 162-28	(01396) 4-3201 (01396) 7-2749	
北海道運輸局 函館運輸支局		函館市西桔梗町555-24	(0138) 49-5700 (0138) 49-1042	
函館労働基準監督署		函館市新川町25-18	(0138) 23-1276 (0138) 23-9147	

②【関係道機関(道警察含む)】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話/FAX	その他の 連絡方法
北海道	総務部 危機対策室	札幌市中央区北3西6	(011) 231-4111 (011) 231-4314	
北海道渡島支庁	地域振興部 地域政策課	函館市美原4丁目6-16	(0138) 47-9430 (0138) 47-9203	
渡島保健福祉事務所 木古内支所		上磯郡木古内町字木古内 214-5	(01392) 2-2068 (01392) 2-5653	
函館土木現業所 松前出張所	施設保全室	松前郡松前町字建石52-2	(0139) 42-2261 (0139) 42-2181	
函館土木現業所 松前出張所知内事業所	施設保全室	知内町字重内980	(01392) 5-5120 (01392) 5-7221	
道警木古内警察署 元町駐在所 涌元駐在所	警備係	上磯郡木古内町字本町550 知内町字元町250-5 知内町字涌元152	(01392) 2-4110 (01392) 5-5009 (01392) 5-5214	
渡島南部地区農業 改良普及センター		知内町字森越48	(01392) 5-6643 (01392) 5-6878	
渡島西部森づくり センター	管理課	松前郡松前町字朝日495-9	(0139) 42-2013 (0139) 2-5016	

③【関係市町機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話/FAX	その他の 連絡方法
函館市	総務部総務課 防災係	函館市東雲町4-13	(0138) 21-3648 (0138) 27-6489	
北斗市	総務部総務課 防災G	北斗市中央1丁目3-10	(0138) 73-3111 (0138) 73-6970	
木古内町	総務課防災係	上磯郡木古内町字本町218	(01392) 2-3131 (01392) 2-3622	
福島町	総務課総務G	松前郡福島町字福島820	(0139) 47-3001 (0139) 47-4504	
松前町	総務課総務G	松前郡松前町字福山248	(0139) 42-2275 (0139) 46-2048	

④【その他の機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話／F A X	その他の 連絡方法
渡島西部広域事務組合	消防本部	松前郡福島町字三岳45-1	(0139) 47-4018 (0139) 47-2496	
知内消防署 知内消防団		知内町字重内24-1	(01392) 5-5064 (01392) 5-5549	
渡島西部衛生センター		松前郡福島町字千軒31-1	(0139) 47-2201	
北海道電力(株) 知内発電所	発電課	知内町字元町28-13	(01392) 5-6613 (01392) 5-7151	
北海道電力(株) 福島営業所	お客様センター	松前郡福島町字三岳39-1	(01394) 7-2083	
東日本電信電話(株) 北海道支店(N T T東日本 北海道函館支店)	設備部 災害対策室	函館市東雲町14-8	(0138) 21-2152 (0138) 24-2387	
日本放送協会 函館放送局		函館市千歳町13-1	(0138) 27-0111	
北海道旅客鉄道(株) 木古内駅		上磯郡木古内町字本町	(01392) 2-2049	
日本赤十字社北海道 支部渡島支庁地区	渡島支庁 社会福祉課 地域福祉係	函館市美原4丁目6-16	(0138) 47-9000 (0138) 47-9204	
北海道医師会 渡島医師会	事務局	函館市大森町21-12	(0138) 27-1246 (0138) 27-1247	
函館赤十字血液センター	事務局	函館市日乃出町23-8	(0138) 56-2211	
木古内町国保病院		上磯郡木古内町字本町708	(01392) 2-2079 (01392) 2-6025	
上磯郡漁業協同組合	総務課	知内町字涌元34-1	(01392) 5-5204 (01392) 5-6656	
新函館農業協同組合 知内支店	総務課	知内町字重内66-102	(01392) 5-5511 (01392) 5-5513	
道南農業共済組合 南渡島出張所		知内町字重内4-68	(01392) 5-5034 (01392) 5-6367	
知内町森林組合		知内町字重内21-1	(01392) 5-6031	
知内商工会		知内町字重内66-77	(01392) 5-5340	
知内町建設業協会	事務局	知内町字重内13	(01392) 5-6111 (01392) 5-6252	

名 称	担当部署	所 在 地	電 話/FAX	その他の 連絡方法
知内土地改良区		知内町字重内31-67	(01392) 5-5014	
日本郵政公社 知内郵便局	局長	知内町字元町230	(01392) 5-5586	
湯ノ里郵便局	局長	知内町字湯ノ里114-3	(01392) 6-2010	
涌元郵便局	局長	知内町字涌元173-1	(01392) 5-5587	

⑤【町内会】

町内会名	連絡先	町内会館名	会館電話番号
中ノ川	中ノ川町内会長	中ノ川生活改善センター	6-2196
森越	森越町内会長	森越生活改善センター	5-6573
渡島知内	渡島知内町内会長	渡島知内町内会館	5-7611
きらく	きらく町内会長	きらく町内会館	6-2290
重内	重内町内会長	重内転作定着化指導センター	5-6898
湯ノ里	湯ノ里町内会長	湯ノ里生活改善センター	なし
		湯ノ里町内会館	6-2206
上雷	上雷町内会長	上雷生活改善センター	5-7198
元町	元町町内会長	元町町内会館	5-6592
前浜	前浜町内会長	前浜町内会館	5-5939
涌元谷地	涌元谷地町内会長	涌元谷地町内会館	5-5293
はまなす	はまなす町内会長	はまなす集会所	5-5999
涌元	涌元町内会長	漁村環境改善総合センター	5-5243
小谷石	小谷石町内会長	小谷石町内会館	5-6595

※会長名及び電話番号等は別紙一覧あり

2 関係機関との協定一覧

協定名称	応援の内容	手続
北海道及び市町村相互の 応援協定に関する協定	災害対策基本法第67条第1項及 び第68条第1項の規定に基づく 道及び市町村相互の応援協定	被災市町村長は知事又は他 市町村長に対し応援要請を 行う
広域消防相互応援協定	北海道広域消防相互応援協定に 基づく道内の市町村及び消防の 一部事務組合相互の応援協定	被災市町村長は他市町村長 又は消防署長に対し応援要 請を行う

○知内町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、知内町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理)

第 2 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○知内町国民保護協議会規則

平成 18 年 9 月 20 日

規則第 17 号

(目的)

第 1 条 この規則は、知内町国民保護協議会条例(平成 18 年条例第 6 号)に基づき、知内町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知内町国民保護計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域内で武力攻撃事態等が発生した場合において、当該事態等に関する情報を収集する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限を属する事務

(委員)

第 3 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町長が指定する指定地方行政機関の長が指名する職員
- (2) 自衛隊に所属する者
- (3) 町長が指定する北海道の知事の部内の機関の長が指名する職員
- (4) 町区域の全部又は一部を管轄する警察署長又はその指名する職員
- (5) 町の副町長
- (6) 町教育委員会の教育長
- (7) 渡島西部広域事務組合の消防長、知内消防署長、知内消防団長
- (8) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (9) 町長が指定する指定公共機関の長又はその指名する職員
- (10) 町長が指定する指定地方公共機関のうち渡島医師会長が指名する当該渡島医師会の役員又は職員

3 前項の委員の定数は 20 人以内とする。

- 4 第2項第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 5 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○知内町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 7 号

(目的)

- 第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、知内町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
 - 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
 - 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

- 第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員、職員を置き、副本部長、本部員、職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、知内町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

知内町避難先指定施設一覧表(平成19年4月1日現在)

	名称	場所	電話	収容人員		収容面積	
				屋内(人)	屋外(人)	屋内(m ²)	屋外(m ²)
1	知内町立中の川小学校校舎	字森越103番地50	5-5732	982	0	1,963	
2	知内町立中の川小学校屋内体育館	字森越103番地50	5-5732	413	0	825	
3	知内町立中の川小学校グラウンド	字森越103番地50	5-5732	0	4,850		9,700
4	知内町立湯ノ里小学校校舎	字湯ノ里156番地61	6-2011	949	0	1,897	
5	知内町立湯ノ里小学校屋内体育館	字湯ノ里156番地61	6-2011	413	0	825	
6	知内町立湯ノ里小学校グラウンド	字湯ノ里156番地61	6-2011	0	6,345		12,690
7	知内町立知内小学校校舎	字元町340番地	5-5026	1,144	0	2,287	
8	知内町立知内小学校屋内体育館	字元町340番地	5-5026	315	0	630	
9	知内町立知内小学校グラウンド	字元町340番地	5-5026	0	3,750		7,500
10	知内町立涌元小学校校舎	字涌元247番地	5-5219	984	0	1,967	
11	知内町立涌元小学校屋内体育館	字涌元247番地	5-5219	414	0	828	
12	知内町立涌元小学校グラウンド	字涌元247番地	5-5219	0	5,485		10,969
13	知内町立知内中学校校舎	字重内22番地1	5-5024	2,037	0	4,073	
14	知内町立知内中学校屋内体育館	字重内22番地1	5-5024	715	0	1,429	
15	知内町立知内中学校グラウンド	字重内22番地1	5-5024	0	12,059		24,118
16	知内町立知内高校校舎	字重内984番地	5-5071	2,394	0	4,787	
17	知内町立知内高校屋内体育館	字重内984番地	5-5071	718	0	1,435	
18	知内町立知内高校グラウンド	字重内984番地	5-5071	0	12,531		25,062

※H18年度においては、北海道は各学校施設のみを避難所に指定をした。

